平成２１年（フ）第８６３号
広島市東区牛田本町５丁目７番29―202号
コーニス牛田
債務者　山根　博雄
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８８５号
広島市南区丹那町31番10号
債務者　杉内　俊文
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８８９号
広島市安佐南区長束１丁目30番20―201号
債務者　桂木　　笑（旧姓杉丸）
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９０１号
広島県廿日市市宮島町731番地２
債務者　藤田　浩之
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９０４号
広島市西区井口４丁目20番13号
債務者　和田　恵子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９０５号
広島市安佐北区可部東４丁目23番２号
債務者　中藤　和子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９０９号
広島市南区仁保新町１丁目３番19―102号
債務者　藤代　美喜（旧姓井堀）
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２６号
福岡市中央区平尾１丁目13番20―402号
債務者　大塚　洋子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９７号
山梨県甲府市和戸町920番地　３―106号
債務者　久保田健一郎
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９１号
兵庫県芦屋市高浜町５番２―224号
債務者　角谷　徳弘
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４５２号
兵庫県芦屋市宮塚町15番６―510号、前住所地大阪府門真市千石西町２番９―108号
債務者　笑喜めぐみ
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４５８号
兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目９番23―303号、前住所兵庫県尼崎市常光寺１丁目８番28―403号
債務者　水杉ケイ子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５３７号
兵庫県尼崎市立花町２丁目15番31号　Ａハイツ立花201、前住所兵庫県尼崎市稲葉元町１丁目７番15号　グラシアパトリ302号
債務者　井手知佐子（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１５７号
大分市大字森955番地の４
債務者　阿比留雄二
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１５４号
宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末6459番地３
債務者　黒木　逸雄
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１５９号
宮崎県延岡市桜園町49番地２
債務者　甲斐　俊一
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１６３号
宮崎県延岡市大貫町２丁目1307―２、住民票上の住所宮崎県延岡市桜ケ丘２丁目634番地130
債務者　甲斐　朝水
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
宮崎地方裁判所延岡支部